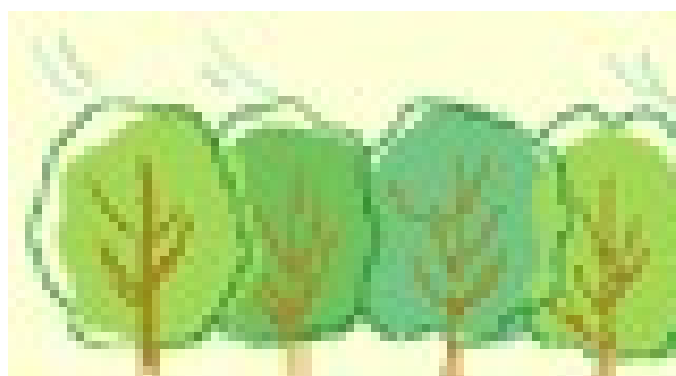


けいかくそうだんしえん ちいきそうだんしえん
「計画相談支援・地域相談支援」

じゅうようじ こうせつめいしょ
重要事項説明書



きょうとちょうかくげんごしょうがいしゃふくしきょうかい
京都聴覚言語障害者福祉協会

きょうとしとうぶしょうがいしゃちいき
京都市東部障害者地域

せいかつしえん せ ん た
生活支援センター「だいご」

「計画相談支援・地域相談支援」重要事項説明書

この重要事項説明書は、京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」と計画相談支援・地域相談支援サービスに関する利用の契約を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただいたことを説明するものです。

※ 京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」では、利用者に対して「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく計画相談支援・地域相談支援サービスを提供します。計画相談支援・地域相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. 虐待の防止について
9. 利用者の記録や情報の管理・開示について
10. 苦情などの受付について

京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」

当事業所は指定特定相談支援事業者・指定一般相談支援事業者の指定を受けています。

(京都市指定 第2630900534号)

1. 事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん きょうとちやうかくげん ごしょうがいしゃふくしきやうかい 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
しょざいち 所在地	きやうとふじやうようしてらだはやしのかち 京都府城陽市寺田林ノ口11番64
でんわばんごう 電話番号	0774-30-9000
ファックス番号	0774-55-7708
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和53年 6月 1日

2. 事業所の概要

しゅるい 事業の種類	していとくていそうだんしえんじぎやう けいかくそうだん 指定特定相談支援事業(計画相談) していいっぱんそうだんしえんじぎやう ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん 指定一般相談支援事業(地域移行支援・地域定着支援)
じぎやう もくてき 事業の目的	りやうしや およびしょうがいじ ほごしや いし およびじんかく そんちやう りやうしやなど たて 利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立 ば た た てきせつ そうだんしえん ていきやう かくほ 場に立った適切な相談支援の提供を確保する。
じぎやうしょ めいしょう 事業所の名称	きやうとしとうぶしょうがいしやちいきせいかつしえん せん た 京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」
じぎやうしょ しょざいち 事業所の所在地	きやうとしふしみくだいごたかはたちやう 京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館4階
でんわばんごう 電話番号	075-634-5568
ファックス番号	075-634-5574
かんりしやしめい 管理者氏名	すずき ゆみ 鈴木 唯美
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成19年10月1日

3. 事業実施地域

きやうとしひがしやまく きやうとしやましなく きやうとしふしみく だいごかんない 京都市東山区、京都市山科区、京都市伏見区(醍醐管内)
--

4. 営業時間

えいぎやうび 営業日	げつ きんやうび 月～金曜日 ただし、国民の祝日・休日、12月29日から12月31日及び1月2日 から1月3日までを除く。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ごご じ 午前11時～午後7時まで
サービス提供時間帯	げつ きんやうび ごぜん じ ごご じ 月～金曜日 午前11時～午後7時まで

5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤 換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1名	名	0.5名	名	
2. 相談支援専門員	4名	名	3.5名	名	日常生活全般に関する相談 サービス利用計画作成及び モニタリング等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容（第3条～6条参照）

①サービス利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の自宅を訪問し、利用者や家族などに面接して、利用者や家族の状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題などを把握します。

②利用者やその家族の状況などを考慮して、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービスなどの目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、利用料、福祉サービス等を提供する上での留意事項などを記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかならないかを区分した上で、そのサービス利用計画書の原案の内容について、利用者とその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

②サービス等利用計画作成後のサービスの提供

- ・ サービス等利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービスの事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 指定障害者福祉サービス等の利用者負担額の合計額を毎月算定し、利用者とその障害福祉サービス等を提供した事業者等に通知します。
- ・ 福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について、利用者とその家族等と面接し定期的に再評価を行い、サービス利用等計画の変更、支給決定の更新等に必要な援助を行います。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

利用者が自宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害者支援施設等への入院や入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他のサービスの提供を行います。

(2) 利用料金（第7条参照）

①サービス利用料金

計画相談支援・地域相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の料金を事業所に直接お支払いください。

利用料金（ ）円

②交通費

通常の事業の実施区域以外の地域の居宅等を訪問する場合には、それに要した交通費の支払いを請求させていただきます。

交通費は、1か月ごとに計算し請求しますので、翌月10日までにお支払いください。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者やその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 鈴木 唯美
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、計画相談支援・地域相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議などの記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態と給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容などの記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

10. 苦情などの受付について（契約書第15条参照）

（1）当事業所における苦情の受付やサービス利用などのご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求を受け付けます。

○苦情受付担当者 管理者 鈴木 唯美

（電 話 075-634-5568
ファックス 075-634-5574）

○苦情解決責任者 京都府聴覚言語障害センター 所長 今西 和弘

（電 話 0774-30-9000
ファックス 0774-55-7708）

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

（2）第三者委員

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

○第三者委員 小出 新一

（電 話・ファックス
075-955-0390）

（3）その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

※受付時間（月）～（金）9:00～17:00

きかんめい 機関名	でんわばんごう 電話番号	ばんごう FAX番号
きょうとしほけんふくしきよくしょうがいほけんふくしすいしんしつ 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室	075(222)4161	075(251)2940
きょうとふしやかいふくしきよくしょうかい きょうとふしやきよくしょうかい うんえいてきせいかいじんかい 京都府社会福祉協議会「京都府社協福祉サービス運営適正化委員会」	075(252)2152	075(212)2450
きたくやくしほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくし課 北区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(432)1285	075(451)0611
かみぎょうやくしほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくし課 上京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(441)5121	075(432)2025
ききょうやくしほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくし課 左京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(702)1131	075(791)9616
なかぎょうやくしほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくし課 中京区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(812)2594	075(822)7151
ひがしやまくやくしほけんふくし けんこうふくしぶ しょうがいほけんふくし課 東山区役所保健福祉センター 健康福祉部 障害保健福祉課	075(561)9130	075(531)2869

やましなくやくしよほけんふくし 山科区役所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(592)3479	075(592)3059
しもきょうやくしよほけんふくし 下京区役所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(371)7217	075(351)9028
みなみくやくしよほけんふくし 南区役所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(681)3282	075(691)1397
うきょうやくしよほけんふくし 右京区役所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(861)1451	075(861)4678
にしきょうやくしよほけんふくし 西京区役所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(381)7666	075(393)0867
にしきょうやくしよらくさいしよほけんふくし 西京区役所洛西支所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(332)9275	075(332)8186
ふしみくやくしよほけんふくし 伏見区役所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(611)2392	075(611)1166
ふしみくやくしよふかくししよほけんふくし 伏見区役所深草支所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(642)3574	075(641)7326
ふしみくやくしよだいにししよほけんふくし 伏見区役所醍醐支所保健福祉センター	けんこうふくしぶ 健康福祉部	しょうがいほけんふくし 障害保健福祉課	075(571)6372	075(571)2973

ねん がつ にち
年 月 日
けいかくそうだんしえん ちいきそうだんしえん ていきょう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい
計画相談支援・地域相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明
おこな
を行いました。

じぎょうしよ
事業所

じぎょうしよめい きょうとしとうぶしやうがいしやちいきせいかつしえん せん
<事業所名> 京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」
きやうとししてい だい
(京都市指定 第2630900534号)

じゅう しよ きょうとしふしみくだいごたかはたちやう にしかん かい
<住所> 京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオ・ダイゴロー西館4階

せつめいしやしよくめい しめい いん
<説明者職名> 氏名 印

わたくし ほんしよめん もと じぎょうしよ じゅうようじこう せつめい う けいかくそうだん ちいきそうだんしえん
私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、計画相談・地域相談支援サ
ビスの提供開始に同意しました。

りようしや
利用者

じゅう しよ
<住所>

し めい
<氏名>

だいにん
代理人

じゅう しよ
<住所>

し めい
<氏名>

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第28号（平成24年3月13日）第5条の規定に基づき、利用

もうしこみしやまた かぞく じゅうようじこうせつめい さくせい
申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

記

1 使用する目的

- 事業者が、計画相談支援・地域相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- 上記（１）の外、障害福祉サービス事業者との連絡調整のために必要な場合。
- 私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- 当事業者で、本事業及び関連する事業の事務において必要な場合。
- 後継人材育成等の実習・指導のために必要な場合。

2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記１に記載する目的内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

3 個人情報の内容

- 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
 - 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
 - その他の情報
- ※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

年 月 日

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

理事長 あて

京都市東部障害者地域生活支援センター「だいご」

管理者 あて

利用者

<氏名>

印

<住所>

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人

<氏名>

印

<住所>

<続柄>